

3 教育・研究関係

ア 初等・中等教育

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
学校外の教育施設における児童生徒の学習支援 （文部科学省）	義務教育段階において、不登校児童生徒の学習支援のため、一定の要件を満たす民間事業者により設置運営される教育施設において行われる教育活動について、市町村教育委員会や学校長の判断により、学校との緩やかな連携の下で学校教育を補完するものとして扱うなど弾力的な運用を行うことについて早急に検討を行う。	検討	検討 （結論）		（文部科学省） 平成14年度中の結論に向け、不登校児童生徒の適応指導総合調査研究委託（スクーリング・サポート・プログラム）等を通じた実態把握を行うとともに、不登校児童生徒の学習支援のため一定の要件を満たす民間事業者により設置運営される教育施設における相談・指導に対する学校における出席扱いの現状・課題等について検討を行っているところである。	
公立小・中・高等学校における通学区域の弾力化 （文部科学省）	a いじめの問題による就学校の指定変更等の対応を促したり、通学区域の運用に関する全国の事例集を新たに作成するなど公立小・中学校の通学区域の弾力化を促進するための実効ある方策を講ずるとともに、その趣旨を関係者に一層徹底する。	措置			（文部科学省） 事例集を新たに作成（平成14年3月）し、各都道府県教育委員会等に配布するとともに、その趣旨の周知を図った。	
	b 公立高等学校の弾力化を進めるため、通学区域を設定することを規定した地方教育行政の組織及び運営に関する法律を見直し、通学区域の設定等を設置者である都道府県等の自主的な判断にゆだねる。 （第151回国会に関係法案提出）	措置 （法律案成立後公布・施行）			（文部科学省） 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年7月11日法律第104号）により、公立高等学校の通学区域に係る規定を削除した。（平成14年1月11日施行）	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
学級編制と教職員配置の弾力化 （文部科学省）	各学校における学級編制や教職員配置を、教育委員会の判断により一層弾力的に行うことができるようにする。 （第151回国会に係る法案提出）	措置 （法律案成立後公布・施行）			（文部科学省） 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律」（平成13年3月31日法律第22号）により、都道府県の教育委員会が、児童生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合について、国の示す標準を下回るような学級編制基準を設定することを可能とした。（平成13年4月1日施行）（平成13年度10府県で実施） また、各都道府県教育委員会等の判断により、各学校の状況等に応じて弾力的な教職員配置を行なうことが可能である旨を同法の施行通知において周知した。（平成13年6月29日文科初第444号初等中等教育局長通知）	
障害児の就学決定 （文部科学省）	a 障害のある児童生徒の就学について、早期からの教育相談の充実や教育委員会の就学指導体制の整備充実を図るための方策について検討する。	検討	検討 （結論）		（文部科学省） 教育相談の充実や就学指導体制の整備充実を図るために、計画を前倒して、平成13年度より、全国の都道府県の教育委員会に委嘱し、医療、福祉関係機関と連携した相談支援体制を整備する教育相談体系化推進事業を行っている。	
	b 医学・科学技術の進歩を踏まえ、盲・聾・養護学校に就学すべき基準について見直す。	措置			（文部科学省） 学校教育法施行令の一部を改正し、国が定める盲・聾・養護学校への就学の基準について医学や科学技術の進歩等を踏まえて見直すとともに、市町村教育委員会が児童生徒の障害の状態に照らして、小・中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると認める者については、小・中学校に受け入れることができるようにすることについて、平成13年12月にパブリックコメントを行い、その結果を踏まえ検討を進めている。なお、実施予定時期に関しては、規制改革推進3か年計画（改定）（平成14年3月29日閣議決定）において平成14年度中に措置することとなった。	
	c 個々の障害の状態に応じた高性能の補助具や補助手段の活用、施設・設備の状況などにより学校生活に支障がなく、就学先で受ける教育がその児童生徒に適切であると判断される場合には、教育委員会の判断により普通学校への就学を認めることができるようにする。	措置				

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
小・中学校の設置基準の明確化 （文部科学省）	a 多彩な教育理念に基づく私立の小・中学校の設置が促進されるよう、小・中学校の設置基準を例えば「小学校設置基準」「中学校設置基準」のような形で明確に示すことについて検討する。	検討 （結論）			（文部科学省） 私立学校の設置促進を含め、国・公・私を通じ、多様な教育機会の拡充を図る観点から、小学校設置基準（平成14年文部科学省令第14号）及び中学校設置基準（平成14年文部科学省令第15号）を策定し、小・中学校の設置基準を明確化した。（平成14年4月1日施行）	
	b 私立学校における情報公開が積極的に行われるよう、各学校法人に対して十分に指導することが必要である旨、各都道府県に対して周知を行う。	措置			（文部科学省） 平成13年度都道府県私立学校主管部課長会議（第1回平成13年9月26日・第2回平成14年1月15日）等において、各都道府県の私立学校主管部課に対し、所轄学校法人が情報公開を積極的に行うよう指導することが必要である旨周知した。	
習熟度別学習の導入 （文部科学省）	a 学習の習熟度に差がつきやすい教科（算数（数学）や理科、英語など）について、児童生徒の学習内容の理解や習熟の程度に応じティームティーチングの活用等によりグループ別学習を行うといったことを積極的に進める。 （第151回国会に関係法案提出）	措置 （法律案成立後公布・施行）			（文部科学省） 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」を改正し（平成13年3月31日法律第22号）、基礎学力の向上ときめ細かな指導の実現を目指し教科等に応じて20人程度の少人数指導等を可能とする新たな教職員定数改善計画（平成13～17年度）を推進している。 （平成13年4月1日施行）	
	b 学年を超えた習熟度別学習の実現可能性について検討する。	検討	検討	検討 （結論）	（文部科学省） 平成13年度より、研究開発学校制度を用いて、学年を超えた習熟度別学習を行う学校を指定しており（3件5校（小学校3校、中学校2校）、研究期間3年）、今後学年を超えた習熟度別学習を推進するか否かを判断する際に必要となる実証的データを収集している。	
	c 現在、物理と数学に限定されている高校2年生修了後に大学に入学することのできる飛び入学の認められる範囲を拡大する。 （第151回国会に関係法案提出）	措置			（文部科学省） 「学校教育法の一部を改正する法律」（平成13年7月11日法律第105号）により、大学への飛び入学について、対象分野の制限を撤廃した。（平成14年4月1日施行）	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
学習指導要領の性格の周知 （文部科学省）	学習指導要領は教育課程編成上の最低基準としての性格を有しており、各学校における弾力的な取扱いを排除するものではないことについて、教育現場や広く社会一般に対して十分な理解を得る方策を検討する。	検討 （結論）			（文部科学省） 学習指導要領の最低基準性を含め、新しい学習指導要領に関する説明用パンフレット等を作成し、教育現場や広く社会一般に対して配布するとともに、ホームページ上にも掲載した。また、平成14年1月17日には、学習指導要領が最低基準であり、学習指導要領の内容を十分理解している児童生徒には発展的な学習に積極的に取り組ませることなどを含め、各学校に対する学力向上のための取組の参考となる方策を「確かな学力の向上のための2002アピール『学びのすすめ』」として文部科学大臣から公表した。	
児童生徒に対する適切な指導 （文部科学省）	小・中学校における児童生徒の問題行動等への適切な対応のため、学校が問題を起こす児童生徒に対して行う出席停止制度について要件の明確化を図るための措置を講ずる。 （第151回国会に係る法案提出）	措置 （法律案成立後公布・施行）			（文部科学省） 「学校教育法の一部を改正する法律」（平成13年7月11日法律第105号）により措置した。（平成14年1月11日施行）	
高校卒業レベルの学力認定制度 （文部科学省）	各種の資格試験等において、大学入学資格検定を高等学校卒業と同等に扱われるよう推進することと併せて、高等学校卒業段階における習熟度を客観的に評価するための学力評価基準や評価方法等の具体的な方策について検討を進め、高等学校の卒業と同等の学力を有することを認定する試験の在り方について検討する。	検討	検討	検討 （結論）	（文部科学省） 各種の資格試験等における大学入学資格検定の扱いについては、高等学校卒業と同等に扱われるよう日本商工会議所等に、引き続き、理解を求めていく。また、認定試験の在り方については、各学校段階における児童生徒の学習状況を客観的に評価するための評価基準や評価方法等についての国立教育政策研究所教育課程センターにおける検討を踏まえ、大学入学資格検定の社会的な認知状況も勘案しつつ、引き続き、検討していく。	
公立学校教員の養成・採用 （文部科学省）	a 個性豊かで多様な教員採用を進めている都道府県の取組の事例等について各都道府県に周知を図る。	措置			（文部科学省） 平成13年7月に事例集「教員採用等の改善に係る取組事例」を作成し、各都道府県の教育委員会等に配布した。	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
	b 社会的経験を有する人材を学校現場へ招致・活用するため特別免許状制度や特別非常勤講師制度について、その積極的な活用が図られるよう、各都道府県に対し制度の趣旨を周知するとともに、産業界からの協力について経済団体との情報交換を図る。	措置			<p>（文部科学省）</p> <p>平成14年2月に中央教育審議会「今後の教員免許制度の在り方について」（答申）において、特別免許状の活用方策が提言され、各都道府県教育委員会に配布した。</p> <p>平成14年3月に特別免許状及び特別非常勤講師の活用にかかる事例集を作成し、各都道府県の教育委員会等に配布した。</p> <p>平成13年度から「学校と社会の相互交流事業」の一環として教育委員会と経済団体等が情報交換を行うための協議会等の設置・運営を支援している。</p>	
公立学校教員の評価と処遇等 （文部科学省）	a 各都道府県教育委員会等において行われている勤務評定の適切な実施を進め、教員の教科指導能力についての評価方法の工夫を一層進めるよう指導する。	措置			<p>（文部科学省）</p> <p>適切な勤務評定の実施の結果、指導が不適切な教員については、教員以外の職への転職措置をとることができる旨、各都道府県・指定都市教育委員会等に対し指導した。（平成13年8月29日文部科学事務次官通知）</p> <p>各都道府県・指定都市教育委員会の人事主管課長等に対し、教員の勤務評定の適切な実施を進め、評価の充実を図るよう指導した。（文部科学省初等中等教育局所管事項説明会：平成13年9月20日、平成14年1月24日）</p>	
	b 児童生徒に対する指導力が不足し、適格性が不十分な教員については、必要に応じ免職を含めた分限処分を的確に行うよう各都道府県教育委員会等を指導するとともに、教員以外の職へ円滑に異動させるための仕組みを取り入れる。 （第151回国会に係る法案提出）	措置 （法律案成立後公布・施行）			<p>（文部科学省）</p> <p>「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年7月11日法律第104号）により、指導が不適切な教員を対象とした教員以外の職への転職措置を導入した。（平成14年1月11日施行）</p> <p>指導力不足教員に対する人事管理システム作りを促進するため、全都道府県・指定都市教育委員会に調査研究を委嘱した。（平成12年度～平成14年度）</p>	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
	c 勤務評定の結果を処遇面に反映させ、教科指導力に優れ勤務成績が優秀な者については、特別昇給や勤勉手当等の処遇面においても適切な措置がなされるよう、都道府県教育委員会等を指導する。	措置			（文部科学省） 平成14年度予算案において、全都道府県・指定都市教育委員会に対し「優秀な教員の表彰制度等に関する調査研究」を委嘱するために必要な経費を計上した。 また、各都道府県・指定都市教育委員会の人事主管課長等に対し、上記の調査研究も活用しつつ、優秀な教員に対する表彰制度の整備や給与上の措置の実施に取り組むことについて指導した。（文部科学省初等中等教育局所管事項説明会：平成13年9月20日、平成14年1月24日）	
公立学校教員のキャリアディベロップメントの充実（文部科学省）	a 公立学校において、それぞれの教員のキャリアディベロップメントを促進する観点からも、教員に対する評価やその結果の活用を進めるよう検討する。	検討（一部措置）	検討（結論）		（文部科学省） 平成14年度予算案において、全都道府県・指定都市教育委員会に対し「優秀な教員の表彰制度等に関する調査研究」を委嘱するために必要な経費を計上しており、本調査研究も踏まえつつ、勤務評定の活用の促進方策について検討中である。	
	b 民間企業、行政機関、社会教育施設、社会福祉施設等学校以外の施設等へ教員を派遣して行う長期社会体験研修の機会充実のための方策を講ずる。 また、円滑な民間企業への派遣を進められるよう、各地域における経済団体等との情報交換の積極的な実施についてもその必要性を周知する。	措置			（文部科学省） 平成13年度から「学校と社会の相互交流事業」の一環として各都道府県の教育委員会等における教員の長期社会体験研修の実施を支援している。 平成13年度から「学校と社会の相互交流事業」の一環として、教育委員会と経済団体等が情報交換を行うための協議会等を設置し、運営を支援している。	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
校長のリーダーシップの強化とその評価 （文部科学省）	a 校長が学校運営のリーダーシップを発揮していくため、校長の裁量権の拡大の観点から、教育委員会と学校との関係について定めた学校管理規則の見直しや学校予算の在り方の見直しを進めるよう各都道府県教育委員会等を指導する。	措置			（文部科学省） 各種会議において、都道府県教育委員会や、市町村教育委員会に対し、学校管理規則の見直しや学校予算の在り方の見直しを進めるよう、例えば、学校管理規則において、学校に対する教育委員会の許可、承認、報告、届出等の関与を縮減し、学校の裁量を拡大すること等について、積極的に取り組むよう指導した。（平成13年9月13日都道府県・指定都市教育委員会委員長・教育長会議、平成13年5月31日全国市町村教育委員会連合会定期総会、等）	
	b 校長の在職期間の長期化や適切な評価に基づく降任や配置転換も含めた処遇など校長の人事異動の在り方の見直しについても、各都道府県教育委員会等を指導する。	措置			（文部科学省） 校長の在職期間の長期化等、校長の人事の在り方等について見直しを図るよう、各都道府県教育委員会等を指導した。（文部科学省初等中等教育局所管事項説明会：平成14年1月24日） また、公立学校校長・教頭の登用状況についての調査を行い、教育委員会月報（平成13年12月号）においてその結果を公表した。	
条件付採用制度の運用改善 （文部科学省）	条件付採用期間中の評価結果に基づいて、教員としての能力や適性等を判断の上、必要な場合には分限処分を行うことなど条件付採用制度の一層の運用の改善を図るよう各都道府県教育委員会等を指導する。	措置			（文部科学省） 条件付採用期間中の初任者の勤務状況及び勤務実績を的確に評価する等、条件付採用制度の運用を一層改善するよう各都道府県教育委員会等を指導した。（文部科学省初等中等教育局所管事項説明会：平成14年1月24日） また、条件付採用制度の運用の改善、条件付採用期間中に正式採用とならなかった者の状況等について教育委員会月報（平成12年10月号、平成13年12月号）に掲載した。	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
教育委員会の組織運営の活性化 （文部科学省）	教育委員会の委員の構成について、親の参加や年齢、性別などの多様化を図る観点から措置を講ずるとともに、教育委員会の会議の原則公開について必要な措置を講ずる。 （第151回国会に係る法案提出）	措置 （法律案成立後公布・施行）			（文部科学省） 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年7月11日法律第104号）により、教育委員の任命に当たり、年齢、性別などに偏りがないよう配慮するとともに、委員に保護者が含まれるよう努めること、教育委員会の会議を原則公開とすることを規定した。 （平成14年1月11日施行）	
インターネット等を用いた学校情報の発信 （文部科学省）	インターネットに接続されているコンピュータが整備された学校に対し、個人情報や、著作権の保護に十分配慮し、学校や学校の教育活動の紹介などホームページを利用した学校情報の発信が主体的に行われるよう、必要な助言や情報提供を行う。	措置			（文部科学省） ホームページ作成、Eメール等の発信に関する問題などを解説した「インターネット活用ガイドブック モラル・セキュリティ編」等を作成し、平成13年4月に、全国の小中高等学校等に配布した。	
学校等における情報化の促進 （文部科学省）	コンピュータ等を活用した教科指導を促進する観点から、教員向けの情報教育の手引き等の作成を行う。また、情報教育関係団体と連携協力し、広く情報収集を行うとともに、具体的な指導方法の事例集やガイドブックの作成などにより、コンピュータ等を活用した教科指導について、地方公共団体や各学校に対して一層積極的に情報提供していく。	措置			（文部科学省） コンピュータ等を活用した教科指導の事例を全国から収集した「コンピュータ・インターネットの授業実践事例集」（「授業実践事例CD-ROM」）小学校編及び中学校編を作成し、平成13年4月に全国の小中学校に配布した。また、高等学校編等を平成14年3月に作成した。	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
インターネット等を用いた高等学校教育の促進 （文部科学省）	高等学校段階の教育において、通信教育の充実を図る観点からインターネットを活用した教育の可能性について検討に着手する。	検討	検討 （結論）		<p>（文部科学省）</p> <p>平成14年度中の結論に向け、通信制教育におけるインターネット活用状況等について実態把握調査を実施するとともに、集計及び分析を行った。これらを踏まえ、学校関係者の意見等を聴取しつつ、たとえば、面接指導の一部にインターネットの活用が可能であるかなど、インターネットを活用した教育の可能性について、検討している。</p> <p>さらに、通信制教育の添削指導に関しては、郵便に限らずインターネットの活用も可能である旨の見解を示しているところである。</p>	

イ 高等教育

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
インターネット等を用いた高等教育の促進 （文部科学省）	インターネットを活用した授業について、効果的な学習指導を行い得る体制が整えられている場合には、直接の対面授業におけるような同時性・双方向性がなくとも、これを遠隔授業として位置付け、単位修得を可能とする。	措置			（文部科学省） 「平成13年文部科学省告示第51号」（平成13年3月30日施行）により、一定の要件の下で、インターネットを活用した授業による単位修得を可能とした。また、「大学通信教育設置基準の一部を改正する省令」（文部科学省令第45号、平成13年3月30日施行）により、通信制の大学において、一定の要件の下で、卒業に必要な単位（124単位）すべてをインターネットを活用して修得することを可能とした。	
大学院における通信制博士課程の設置 （文部科学省）	現在、大学学部及び大学院修士課程については、通信制課程を設置することが制度上可能となっているが、今後、社会人等の多様なニーズにこたえていくため、大学院博士課程においても通信制課程を設置することについて検討する。	検討	検討 （結論）		（文部科学省） 平成14年2月の中央教育審議会答申「大学等における社会人受入れの推進方策について」を踏まえ、平成14年3月28日に「大学院設置基準」の改正を行った。	
外国からの留学生に対する学位授与 （文部科学省）	大学評価・学位授与機構による大学評価の中で、学位授与への取組状況を評価項目の一つとして位置付けるとともに、同機構が行う評価項目を公表することなどを通じて、各大学の適切な点検評価項目の設定を促していくことにより、大学院の博士課程における学位授与を積極的に推進していく。	措置			（文部科学省） 大学評価・学位授与機構による大学評価の観点の一つに学位授与の状況を新たに挙げたところである（平成14年1月25日）。なお、機構が行う評価については、従来より評価項目等はすべて公表しており、各大学の適切な点検評価項目の設定を促している。	
大学の情報公開の促進 （文部科学省）	a 私立大学について、その公共性にかんがみ、大学の責務としての財務状況の公開のために、その具体的な内容や方法等について平成13年度から検討を行う。	検討	検討 （結論）		（文部科学省） 学校法人の財務の公開状況に関する調査を実施し（平成13年10月）、この調査結果を踏まえ、現在、具体的な方策を検討中である。	
	b 上記の公開を徹底させる方策について可能なものから順次実施する。	措置 （13年度以降順次）			（文部科学省） 平成13年度学校法人の運営等に関する協議会（平成14年1月24日）等において、財務状況の公開について、積極的に取り組むよう促した。また、平成13年度の調査結果を平成14年3月27日に公表した。	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
大学運営の自主性・自律性の向上 （文部科学省）	a 大学の学部の収容定員の範囲内における学科の新設・改廃及び学科定員の変更について、教育研究の質を確保しつつ大学の主体的な判断で機動的に行えるよう、届出制の導入を含め、現在の認可制を改める。このことについては、平成13年度中に有識者等による専門的な調査検討の結果を整理した上で平成15年までに結論を得るものとされている国立大学の独立法人化の検討と並行して検討し、結論を得る。なお、これらについて検討する際には、情報公開や評価などの事後チェックが全体として実務的に機能するよう方途についても併せて検討する。	検討	検討	検討 （結論）	（文部科学省） 第三者評価制度の導入と併せて、中央教育審議会で審議中であり、平成14年度内に答申を得る方向で検討中である。	
	b 国公立大学の講座等の組織編制を柔軟に行うことを可能とする方策を講ずる。 （第151回国会に關係法案提出）	措置			（文部科学省） 「国立学校設置法の一部を改正する法律」（平成13年法律第76号、平成13年6月29日公布、平成14年4月1日施行）により、講座制又は学科目制に限らず、大学の定めるところにより、柔軟に教員組織を編制することができることとした。	

ウ 研究開発等

規制改革3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
国立試験研究機関等の研究者の流動性向上 （【人事院】）	a 若手育成型任期付任用に関し、国立試験研究機関や独立行政法人研究機関において、若手研究者が原則5年間は任期付研究員として活躍できるようにするとともに一定の条件の下に再任もできるようにするなど、必要な措置を講ずる。 また、その際には、業績、能力に応じた処遇を図れるよう改善を行う。（「事項名」欄の【人事院】とは、人事院に対して検討を要請するものである。）	検討			（【人事院】） 平成13年の人事院の給与勧告時の報告において、措置内容については、成案を得た上で任期付研究員法の改正に関する人事院勧告を行う旨言及した。	
（内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）	b 産学官の間での研究者の流動性を高めるため、科学技術基本計画における任期制や公募制の活用等の検討を踏まえ、国立試験研究機関等がそれぞれ研究人材流動化促進計画を策定すること等を検討する。	検討			（内閣府） 総合科学技術会議は、平成13年12月25日に「研究者の流動性向上に関する基本的指針」を策定し、関係大臣に意見具申を行った。 （総務省） 独立行政法人通信総合研究所においては、中期計画において「任期付き研究者、非常勤研究者の採用等の採用方法の多様化、研究者の流動化を推進する。」としており、既に任期付採用を実施している。また、中期計画において「広く優秀な人材を確保するため、研究リーダーを含めた研究者の採用に当たっては、公募制等の活用を推進する」としており、既に公募制を採用している。 （文部科学省） 研究人材流動化促進計画の作成を促進するため策定された「研究者の流動性向上に関する基本的指針（意見）」（平成13年12月25日総合科学技術会議決定）を踏まえ、本指針の趣旨に沿った対応を図るよう関係機関に指導した。 （厚生労働省） 研究者の流動性向上に関する基本的指針（平成13年12月25日総合科学技術会議意見）を踏まえた研究人材流動化	

規制改革3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
					<p>促進計画の策定について、各国立試験研究機関等において検討中。</p> <p>（農林水産省） 農林水産政策研究所においては、今後10年間に想定される政策研究の重点分野、研究の実施体制の改善など研究推進に必要な事項の取組方向をまとめた研究基本計画を平成13年6月に新たに策定し、その中で研究者の流動性を高める事を明確化した。</p> <p>各独立行政法人の中期計画において、人事計画を定め、研究職員の任期付任用の拡大、公募の導入等を図る旨が規定され、積極的な制度の活用が図られている。また、独立行政法人において、研究人材流動化促進計画の策定について、大学、関係する独立行政法人との意見交換等、検討が行われている。</p> <p>（経済産業省） 独立行政法人産業技術総合研究所においては、中期計画に基づき、研究者の流動性を高めるべく、任期付任用制度を積極的に活用しているところである。</p> <p>（国土交通省） 総合科学技術会議が取りまとめた「研究者の流動性向上に関する基本的指針（意見）」（平成13年12月25日）を踏まえ、現在、研究人材流動化促進計画の策定について検討中。</p> <p>（環境省） 総合科学技術会議が取りまとめた「研究者の流動性向上に関する基本的指針（意見）」（平成13年12月25日）をもとに現在研究人材流動化促進計画の策定について検討中。</p>	

規制改革3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
国立大学の教官の流動性向上 （文部科学省）	任期付きで任用される教員について、実績、能力等を十分に反映した処遇の改善方を講ずることなどにより、任期制の進展のための条件整備を進めることを検討する。	検討	検討 （結論）		（文部科学省） 「新しい「国立大学法人」像について」（平成14年3月26日国立大学等の独立行政法人化に関する調査権当会議報告）において、国立大学法人化後の教員の身分は非公務員型とし、給与基準は各大学が定めることとした。このため法人化後は、各大学において任期付教員に対する給与等の優遇措置を講じることが可能となり、今後、法人化に際して各大学において具体的に検討されることとなる。	
研究者の資質向上のための機会の拡大 （【人事院】）	国立大学の教員、国立試験研究機関や独立行政法人研究機関の研究員について、自己啓発等の一定の活動を行う場合に一定期間公務を離れることを認める休業制度について、対象活動の範囲や既存制度との整合性などの課題を検討する。（「事項名」欄の【人事院】とは、人事院に対して検討を要請するものである。）	検討			（【人事院】） 公務員制度改革大綱（平成13年12月25日閣議決定）において、公務員制度改革の一環として、職員が一定期間自主的に自己啓発のための活動を行うことができる仕組みの導入を図ることとされたところ。	
国立大学教官の発明に対するインセンティブの向上 （経済産業省）	国立大学教官の発明に対するインセンティブを高める観点から、教官個人に対して支払われる発明補償金の支払限度額（600万円）の撤廃等運用の見直しについて資金手当ての在り方と併せて検討する。	検討			（経済産業省） 600万円を支払限度額とした「国家公務員の職務発明等に対する補償金支払要領」の廃止を決定し、各省庁に通知済み（平成13年11月22日付）。 平成14年度以降の発明補償金については、各省庁等が、支払限度額を定めないこととした上で、実情に応じて支払の水準を独自に設定することを可能とした。 関係省庁特許担当官連絡会議を開催し、研究者の発明インセンティブの更なる向上が図られるよう要請を行った。	

規制改革3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
国有特許のTL0等への円滑な譲渡 （文部科学省）	a 国有特許の活用を促進するために TL0 (Technology Licensing Organization: 技術移転機関) を積極的に活用する観点から、TL0 が当該国有特許の効果的な移転を図り得る唯一の機関であると考えられる場合には、TL0 へ随意契約により譲渡できることについて周知・徹底する。	措置			(文部科学省) 国有特許等を TL0 や共有者に対して随意契約により譲渡等することができるかどうかについて、関係省庁と検討した結果、TL0 や研究の委託者、共同研究の相手方に対して、随意契約によって処分することができる権利について整理し、各国立大学等あてに通知を行った（平成12年12月27日文部省学術国際局長、会計課長通知）。当該通知については、国立大学等研究協力部課長会議(平成13年6月6日)で周知・徹底した。	
	b 国と民間企業との共同研究、国が民間企業から受託した研究成果に係る国有分の特許権については、民間企業による研究成果の活用を促進する観点から、共同研究等の相手方の民間企業に対し、随意契約によって専用実施権の設定や特許権の譲渡ができることについて周知・徹底する。	措置			(文部科学省) 同上	
委託開発事業に係る文部科学大臣の認可等の廃止 （文部科学省）	科学技術振興事業団が行う委託開発事業において個別課題ごとに必要とされている文部科学大臣の認可及び関係大臣に対する協議や、研究開発成果の実施化（特許等の実施）に際しての文部科学大臣の認可及び関係大臣に対する協議を廃止する。	措置 （13年度以降）			(文部科学省) 平成13年12月の「特殊法人等整理合理化計画」において、科学技術振興事業団については、個別事業を見直した上で独立行政法人とするとされたところであり、委託開発事業に係る文部科学大臣の認可及び関係大臣に対する協議については、科学技術振興事業団の独立行政法人化にあわせて廃止する。	